

令和6年2月2日
中部地方整備局

公契約関係競売等妨害に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 三愛物産株式会社
及び住所 : 愛知県名古屋市中区筒井3-4-12
- 指名停止措置期間 : 令和6年2月2日から令和6年4月1日まで(2カ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
三愛物産(株)の岐阜支店長は、岐阜県山県市が令和3年6月に発注した高富水源地にある配水ポンプ制御盤の更新工事の指名競争入札をめぐり、同市水道課課長補佐に自社に有利な指名業者選定をさせた上、決定した指名業者を教えてもらい落札し公正な入札を妨害したとして、令和5年11月29日、公契約関係競売等妨害の疑いで岐阜県警に逮捕された。
- 指名停止措置理由
有資格業者である三愛物産(株)の岐阜支店長が公契約関係競売等妨害容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領別表第2第8号イ」に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、2カ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|---|
| (公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) <u>イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員</u> <u>ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員</u> | 逮捕又は公訴を知った日から <u>2カ月以上12カ月以内</u> <u>1カ月以上12カ月以内</u> |

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号(052)953-8138